

2-10 管理運営

A 群・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B 群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

教授会が最高意思決定機関であるが、主任会（法務研究科長、3名の教務主任及び広報担当教員で構成）がその委任を受けて意思決定を行う場合もある。教授会のもとに教務委員会をはじめとする各種委員会がある。

教授会審議状況であるが、①審議事項が継続審議となることが頻繁であること、②全体的視野に立った教育の体系的推進に関する議論が希薄であること、すなわち教授会が必ずしも政策形成の場となっていない傾向がなきにしもあらずである。これは、それほどに試行錯誤が常に要求されているのが今の法科大学院であり、本法科大学院だけで自己完結的に問題解決できないことが多いからである。

法科大学院にとって重要なFD委員会は法科大学院発足時から組織されている。教員3名で構成し、教員の授業内容、方法等の改善策の促進をはかるため、①教員相互による授業内容、方法等に関する意見交換、②院生との意見交換会の開催、③院生による授業評価の実施等の活動をしている。

本法科大学院は学部基礎をおいていない。関連して以下を指摘しておく。

本章 IV. 専門職大学院の取組

法務研究科長は、大学学部長会の構成員とされ、あるいは大学諸委員会への委員派遣も要請されるなど、「学部に基礎をもたない」大学院所属の者が学部問題の会議に多大の時間を割くことになっている現状がある。ことは、国際マネジメント研究科及び会計プロフェッション研究科にあっても同じであり、専門職大学院に関してはこの3者による協議機関を制度的にも明確にすべきであろう。

B群・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

法務研究科長は教授会における選挙により選ばれる。